

# 2月の大雪災害により被害を受けた農業用施設に対する 支援および補助金交付申請について

2月の大雪により、被害を受けられました皆さまに対し心からお見舞い申し上げます。  
町では、被害を受けられた農業者の皆さまが、今後も農業を継続していただけるように、以下の支援を実施いたします。  
6月2日(月)より補助金交付申請の受付を開始しますので、農繁期のお忙しい時期ではありますが、支援を希望される方は申請してください。

## 支援内容

以下の費用の補助をいたします。

- 1 再建、修繕費用(被災前の農業用施設と同程度の施設の取得に係る経費)
- 2 撤去費用(再建等により農業経営を継続するため、農業用施設の撤去に係る経費)
- 3 代作種苗費用(被災した作物の植替用苗等の購入に係る経費)

## 対象者

次の要件を満たした農業者が対象となります。

- 1 町内に住所または事業所を有し、農業用施設において農産物を栽培し、当該農産物を販売する農業者または農業者の組織する団体であって、災害により被害を受け、町からの被災証明の発行を受けた方。
- 2 再建等を行い、農業経営を継続する方。
- 3 既に納期限が到来した町税等を滞納していない方。

経過年数率	
新築～1年	90%
築2年～5年	80%
築6年～9年	70%
築10年～14年	60%
築15年以上	50%

## 補助率等

次のとおり、国、県、町で補助を行います。

### 【1】再建、修繕費用

国	県	町	農業者負担
50%	町補助額と同額	※経過年数による 再建費用の20%	再建費用－国、 県、町補助額 (14%～30%)

※再建、修繕に係る費用に町で定めた経過年数率(右上表)を乗じた額の20%  
当町は、ハウスの償却を考慮し経過年数により支援します。

### 【2】撤去費用

国 50%	県 25%	町 25%
-------	-------	-------

国の定額助成額と実際に支払った費用とを比較し、低い額を助成額とします。

- 助成単価 ガラスハウス 1,200円/㎡、鉄骨ハウス 880円/㎡、パイプハウス(自力撤去以外) 290円/㎡、畜舎 4,500円/㎡、自力撤去 110円/㎡

### 【3】代作種苗費用

県 25%	町 25%	農業者負担 50%
-------	-------	-----------

被害にあった生産物、苗に対して替わりの苗を購入した場合の助成です。  
被害により出荷できなくなってしまった作物や、育苗ハウスは倒壊してしまったが苗の被害がない場合は助成対象外です。

## 補助金申請の流れ

被災証明書の申請(申請者) → 被災施設調査、被災証明書の発行(町) → 補助金交付申請(申請者) → 申請内容審査(町) → 事業(開始)完了(申請者) → 事業内容審査(町) → 補助金交付  
※被災証明書、補助金交付申請書は産業経済課窓口にあります。(町ホームページからもダウンロードできます。)

## 注意事項

- 【1】必要書類 以下の書類は必ずご用意ください。また、申請内容によっては、別に必要な書類を準備いただくこととなります。  
①施設の被害状況の全体(ハウス内面・外面それぞれ)がわかる写真(撮影日付入り)  
②撤去・修繕・再建等を行った方、日付、費用、作業記録簿などの証拠書類  
③撤去・修繕・再建等を外注した場合は、見積書(3社)、発注書、納品書、請求書など
- 【2】復旧方法 修繕・再建等の支援を受けるにあたっては、倒壊前の状態に戻すことが原則となります。(倒壊前のパイプやビニールと同じ耐久値での支援になります。また、再建・修繕時に能力強化等を行う場合は自己負担となります。)
- 【3】補助金交付申請受付期間 6月2日(月)から6月30日(月)まで
- 【4】事業完了時期について 平成27年3月末日までに事業が完了することが必要です。

# 平成26年度から 子育て支援短期支援事業(ショートステイ事業) が始まりました。

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもの養育が一時的に困難になった場合に、お子さんを施設においてお預かりする事業です。

## 実施施設 軽井沢学園

### 対象児童

町内に居住する18歳未満の児童

### 利用要件

保護者が次の理由により、お子さんを養育できないと町長が認めた場合

- ① 疾病にかかり、または負傷していること。
- ② 妊娠中または出産後間がないこと。
- ③ 同居の親族を看護していること。
- ④ 震災、風水害、火災その他の災害により被災し、または災害の復旧に当たっていること。
- ⑤ 冠婚葬祭、転勤、出張その他の社会的な事由により不在であること。
- ⑥ 育児疲れ、特別な配慮を必要とする児童の看病疲れ、または育児不安の状態であること。

※お子さんの状況により、お断りもしくは途中お迎えをお願いすること

とがあります。

### 利用できない場合

① 対象となる児童が感染症疾患を有し、他の入所者に感染させるおそれがあるとき。

② ①の場合を除き、対象となる児童の健康状態等により入所させることが適当でないとき。

③ 定員の超過その他施設の事情により、対象となる児童を入所させることが困難なとき。

### 利用できる期間

原則として7日以内(6泊)

### 保護者負担金

世帯および市町村民税課税状況、対象児童の年齢に応じて1泊につき利用者負担(0円～5,350円)があります。

### 利用方法

利用を希望する場合は、事前に申請が必要となりますので、町民課窓口にご利用申込書を提出してください。

### 問い合わせ先

町民課(子ども係)内線47)

# 町の財政状況をお知らせします

## 3月末までの財政状況は…平成25年度(平成26年3月31日現在)

一般会計の予算総額は、当初予算に6回の補正を加え、総額64億7,349万円となり、昨年と同じ時期に比べ2億6,692万円の減となりました。

また、特定の事業を行うための特別会計は、補正予算を加えた11会計の合計が37億1,013万円となりました。一般会計予算の執行状況は、予算の89.1%が収入済み、73.7%が執行済みとなっています。

### 各会計の執行状況

会計名	(万円)	(万円)	(万円)		
会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	647,349	576,860	89.1%	476,853	73.7%
住宅新築資金貸付事業	685	154	9.7%	682	48.2%
小沼地区財産管理	511	511	18.3%	334	5.0%
国民健康保険	161,644	139,666	41.8%	147,993	41.6%
小沼地区簡易水道事業	13,546	13,298	39.8%	12,526	27.9%
御代田町簡易水道事業	8,638	8,429	47.4%	7,466	27.0%
公共下水道事業	65,683	31,037	24.8%	61,287	45.7%
御代田財産区	1,352	182	7.5%	1,197	11.6%
介護保険事業	103,221	80,470	40.6%	87,665	41.4%
農業集落排水事業	3,038	1,108	21.1%	2,203	34.9%
個別排水処理施設整備	1,300	588	25.7%	985	36.4%
後期高齢者医療	11,395	8,097	36.1%	10,647	45.5%